

司法院釈字第 514 号（2000 年 10 月 13 日）\*

争 点

ゲームセンターに関する行政命令において、18 歳以下の人に入場させる業者に対し、免許の取消しを罰する規定は、違憲であるのか。  
(遊戯場業規則對允未満 18 歳人進入者撤銷許可規定違憲?)

キーワード

営業の自由（営業自由）、財産権（財産権）、法の下の平等（平等原則）

**解釈文：**人民の営業の自由は、憲法上の権利である勤労権及び財産権によって、保障されている。また、営業の條件、営業をする際に負うべき義務、そして義務に違反する際に課されるべき制裁などについての規範は、憲法二三條の規定するところによれば、法律によって定めなければならないし、その内容も当該条文において定めた要件に合致すべきである。本院かつての解釈にも示された通り、営業の自由に対する制限は、性質上、法律の授権した命令によ

って補充の規定ができるとしても、授権の目的、内容及び範囲は、具体的且つ明確的にしない限り、命令を発することはできないのである。教育部（文部省）中華民国八一(1992)年三月一一日台  
(81) 参字 12500 号命令は、現に施行されていた「ゲームセンター業者を指導及び管理する規則」を修正したものとして、社会安寧、善良な風俗及び児童並びに少年の心身の健康などのために、所管機関は、法律制度が完備する前に、職権に基づいて、発した命令であ

---

\*翻訳者：蕭 淑芬

り、その必要性としては否定しかねない。しかしながら、当該規則一三条一二目において、ゲームセンターが十八才未満の児童または少年を入場させることは禁止され、また、一七条三項においては、一三条一二目の規定に違反する者に対して、免許の取消し処分を課すことになるなどの規定は、人民の勤労権及び財産権を制限した規定であり、憲法の要請している趣旨に合致しなければならないのである。それに関連する事項は、すでに法律によって制限されている場合、所管機関は、かつて制定され、そして法律の授権を受けていなかった命令をそのまま引き継ぎに使うことはできないのである。前述した管理規則における当該規定は、憲法二三条の法律留保原則に違反し、今後適用することはできないと言わなければならぬ。

**解釈理由書：**人民の営業の自由は、憲法上の権利である勤労権及び財産権の保障より導出される権利である。憲法が保障している勤労権に基づいて、人民は一定の

営業を職業として自由に選択することができ、営業の開始・停止もしくは営業の時間、場所、対象、方法などの自由が保障されている。また、憲法が保障している財産権に基づいて、人民に営業活動の自由が保障され、商品の生産、取引もしくは処分などを自由にすることができるとされている。営業の免許を取る條件、営業する際に負うべき義務、そして義務に違反する際に如何なる制裁を課されるかなどの規定は、人民の勤労権及び財産権の制限に関するものであり、憲法二三条の規定によれば、法律でこれを定めなければならないし、その内容も当該憲法条文に規定されている要件に満たさなければならないのである。営業の自由が課される制限は、性質上、法律によって授権された命令で補充することができるならば、授権した目的、内容及び範囲などを具体的、また明確的についている限り、命令を公布することができる。こうした趣旨は、本院かつてのいくつかの解釈によってすでに確認されたことである（本院 313、390、394、443、510 号の解

釈に参照)。

文部省（教育部）が、民国八一（1992）年三月一一日に公布した台（81）参字12500号命令は、現に施行されていた「ゲームセンター業者を指導及び管理する規則」を修正したものとして、社会安寧、善良な風俗及び児童並びに少年の心身の健康などのために、所管機関は、法律制度が完備する前に、職権に基づいて、発した命令であり、その必要性としては否定しかねない。しかしながら、当該規則一三条一二目においては、ゲームセンターが十八才未満の児童または少年の入場を禁止することは、業者の経営をする際に遵守すべき義務であり、人民の職業を選択する自由に含まれる営業の対象の自由の制限でもある。また、一七条三項においては、一三条一二目の規定に違反する者に対して、免許の取消し処分を課すことになるとした規定は、前述した義務に違反するとき課される制裁であり、いずれも人民の憲法上保障されている勤労権及び財産権の制限に関わる規定であり、前述した

通り、法律上の授権根拠がなければ、施行することはできないのである。少年福利法及び児童福利法においては、関わる事項をすでに規定しており、主管の行政機関は、なおさら法律の授権を受けていない行政命令を持って規制してはならないことは、法治国家の原理である法律による行政原理の基本的な要請である。前述した管理規則一三条一二目及び一七条三項の規定は、憲法二三条の法律留保原則に違反し、今後適用することはできないと言わなければならぬ。また、人民の行為は、主管機関の公布した本件の職権命令によって規制されたとしても、当時の法律によれば、違法であったと判断される場合、当該職権命令が今後適用することはできないことを理由に救済を求めるることはできない。

本解釈は、黃越欽大法官による反対意見書がある。